

ポーランド：新しい再エネ法のもとで競争入札制度を導入へ¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット

新エネルギーグループ

ポーランドは新たに再生可能エネルギーの発電事業にオークション（競争入札）制度を導入する。最初のオークションが実施されるのは 2015 年末以降と予想されているが、従来のグリーン電力証書による支援スキームからの脱却を迫られる再エネ発電事業者にとって、今後数年間は試練の時となりそうだ。

ポーランドは 2011 年末から丸 2 年以上を費やして、「再生可能エネルギー源法」(RES Act) の作成に取り組んできた。法案の審議は難航をきわめ、昨年秋にいったん最終案がまとまった後も、さらに詳細を詰める作業が行われた。最新の報道では年明けの 1 月にもマイナーな修正が加えられた模様だが、ようやく完成形が見えてきた。

新しい法律は再エネに対する支援策の縮小・削減を打ち出しているが、最も重要な政策はオークション制度の導入である²。新制度の支援スキームは、従来の RPS (Renewable Portfolio Standard) にもとづくグリーン電力証書ではなく、競争入札をベースにしている。

オークション・システムのポイントを整理すると、(1) オークションは新規の再エネ発電施設と設備の近代化を要する施設に対して実施される、(2) エネルギー規制局 (ERO) の長官が 1 年ごとに必要な電力調達量を提示する、(3) 最も低い価格を提示した企業が落札し、落札企業は提示価格での電力の買い取りを発電開始日から 15 年間にわたって保証される³、(4) オークションの実施期間は 2035 年末までとする、(5) 決められた量の電力を発電できない場合は、発電事業者に対して罰金が科される、(6) 既存の発電施設については、グリーン証書による支援スキームにとどまるのか、または既存プロジェクト専用のオークションに参加するのかが選択することができる。

従来のグリーン電力証書スキームは必ずしもうまく機能していなかった。その原因として、(1) 再エネの RPS 割当量が低い水準に設定されていたため、グリーン証書は供給過剰となり、販売価格が下落した、(2) 割当量を達成できない場合に支払う代替料金は電気料

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b60a725c-d968-473c-aacd-f2d20d38c73d>

³ ただし、2014 年 1 月に示された最新の法案は、買取価格には消費者物価に連動するインデックス係数が適用されるとしている。これについては正式な法表を待つ必要がある。

金の値上げという形で消費者に転嫁できるため、電力会社にとっては料金を払ったほうが得策であった、(3) グリーン証書のうち実際に市場で取引されているものはわずか 20%で、残りは企業間の個別協定によって売買されていた、などが指摘されている。制度そのものの欠陥に加え、制度と実態が乖離するという状況も生まれていた。

加えて、ポーランドは再エネへの支援に要する費用によって多額の赤字を抱えており、エネルギー・コストの削減が喫緊の課題となっている。再エネ補助金のコストは、2014 年の 55 億ズロチから 2020 年には 108 億ズロチに増大すると見積もられている。ポーランド経済省は 2015 年に再エネへの補助金の総額を 24 億ズロチ（7 億 8000 万ドル）削減する計画である。競争入札の導入はそのための政策の柱と位置付けられている。

ポーランドで再エネ発電事業を手がける開発会社の間では、新制度への不安が広がっている。ある金融機関のアナリストは風力発電を例に挙げ、現在計画段階にあるプロジェクトの売却を検討する企業や、遅くとも 2015 年の半ば頃までにグリッドへの接続許可を取得しようとする企業が増えるという見通しを語った。法律が実施される前にグリッド契約を確保すれば、現行の支援スキームの中にとどまるのか、あるいは新制度に移行するのかについて選択権が与えられる。グリッド契約のないプロジェクトはオークションへの移行が義務付けられ、新たな競争にさらされることになる。ポーランドの再エネ開発企業は今、新たな投資の是非を見直す必要に迫られている。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp